



休日保育のご案内



国東市福祉課 子育て支援係

国東市では平成31年4月から「すこやかクラブ鈴鳴荘」で休日保育が始まります。
「休日保育」は、保護者の就労などにより、日曜日や祝日に家庭で保育ができない時に、お子さんを保育施設でお預かりする事業です。

利用にあたり事前に利用申請が必要となります。事業内容や利用できる要件などを確認して、まずは国東市福祉課 子育て支援係に申請して下さい。

実 施施設



すこやかクラブ 鈴鳴荘

住所：国東市安岐町下山口58番地
電話：0978-67-2626

利 用 日



日曜・祝日。
(12月29日～翌年1月3日を除く)

受 入時間



午前8時から午後6時まで。

利 用 料



利用料の徴収はありません。

利 用 条件



休日保育を利用した場合、保護者の直近の休日を家庭での保育日として下さい。

給 食・おやつ・飲物



施設で準備します。給食費の徴収はありません。アレルギーについてはご相談下さい。

提出書類は、福祉課および各総合支所の地域市民健康課の窓口でお受け取りになれるほか、国東市のホームページよりダウンロードできます。

対 象児童



- 国東市に住民票があること。
- 国東市から保育支給認定(2号または3号)を受け、認可保育所・認定こども園・地域型保育事業の施設に入園・入所している生後12ヶ月から就学前までの児童。

利 用までの流れ



利用登録

年度毎に登録が必要です。

市は提出書類により、休日保育の必要性を判断します。

提出書類 ➔ 提出先 福祉課および各総合支所の地域市民健康課
・「休日保育利用登録申請書」
・「休日保育健康調査票」

審査後、市から「利用登録通知書」を郵送します。
通知を受け取った後から利用申込が可能になります。

利用申込

月毎に利用申込をして下さい。

※提出締切日=利用希望月の前月の10日
(10日が土日祝日であればその直後の平日)

提出書類 ➔ 提出先 福祉課および各総合支所の地域市民健康課
・「休日保育申請書」
・「休日就労証明書」(雇用されている方)
・「事業稼働申請書」(自営業の方)

利 用

利用希望者が受入可能人数を上回る場合、保育の必要性の高い児童から優先的に利用者を決定し、毎月17日を目途に「保育承認通知書」を郵送し、利用の可否をお知らせします。



お問合せ先

国東市役所福祉課 子育て支援係

〒873-0503 国東市国東町鶴川149番地
TEL 0978-72-5164